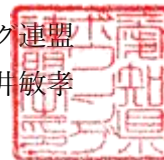


関係各位

2021年1月15日

愛知県ボウリング連盟  
理事長 川井敏孝



## 緊急事態宣言下の県連主催事業の開催について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。スポーツ庁からは「心身の健康維持に欠かせない運動・スポーツについて、感染症対策を実施の上、運動機会を提供する」よう依頼がありましたので、当連盟では催物（イベント等）の開催制限の基準内にて、当連盟作成のガイドラインに則り連盟主催事業を開催いたします。

また、連盟主催事業に参加される方につきましては、従来実施しておりますチェックシートの提出、検温、入場制限についても、さらに徹底して行うとともに、スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）のインストールを原則義務付けることといたします。ご理解ご協力の程、宜しく願いいたします。